交　L12－9	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－ＦＳ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－10	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－中Ｋ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－11	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－中Ｙ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－12	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－中Ａ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－13	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－中Ｂ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－14	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－大Ｋ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－15	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－大Ｙ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－16	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－大Ａ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－17	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－大Ｂ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－18	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－ＯＫ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－19	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－ＯＹ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－20	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－ＯＡ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－21	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－ＯＢ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号
交　L12－22	三菱プレシジョンドライビングシミュレータ　ＤＳ－7000－ＯＳ	三菱プレシジョン株式会社　東京都江東区有明三丁目５番７号

○経済産業省告示第十四号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を指定する告示を次のように定め、平成二十四年二月三日から施行する。

平成二十四年二月三日

経済産業大臣　枝野　幸男

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示

一　自動車に用いる火工品であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬の量が二・〇グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇八グラム以下であること。

ロ　電気点火又は撃針点火により、ガス発生剤が着火する構造その他の火工品が作動する構造であること。

ハ　火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ　内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

ヘ　二以上の点火部（点火具の部分品であって、点火薬が充填されているものをいう。以下この号において同じ。）を有する点火具の場合には、それぞれの点火部がイからホまでの要件を満たし、かつ、一つの点火部の点火が他の点火部の点火を引き起こさない構造であること。

二　自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いるＬ字型ガス発生器であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬の量が一・三グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・一三グラム以下であること。

ロ　撃針点火により、ガスを発生させる構造であること。

ハ　火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ　ケース及びマニホールドケースは、アルミニウム合金その他の合金製であること。

ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

三　自動車用エアバッグガス圧力容器封板開放装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの

イ　点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二五グラム以下であること。

ロ　ガス発生剤（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が七・〇五グラム以下であること。

ハ　電気点火により、ガスを発生させる構造であること。

ニ　火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ホ　外殻は、アルミニウム合金その他の防錆性を有する合金製であること。

ヘ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

四　自動注液式酸化銀亜鉛電池用ガス発生器であって、火薬の量が六・六グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・一七グラム以下のもの

五　宇宙産業用又は航空機工業用のワイヤカッタであって、火薬の量が〇・一九グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇四グラム以下のもの

六　液化炭酸ガス容器封板せん孔器であって、次の要件を満たすもの

イ　火薬の量が〇・三グラム以下であり、かつ、爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。

ロ　海水と接触することにより液化炭酸ガス容器封板をせん孔する構造であること。

ハ　火薬及び爆薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。

ニ　シリンダは、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。

ホ　外殻は、防錆性を有する材質であること。

ヘ　キリは、最大変位が二十ミリメートル以下の鋼製であること。

ト　封板せん孔後のキリは固定され、シリンダ内の残ガスが外部に漏れないものであること。